

---

◎常任委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第 13、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に産業厚生常任委員会、西田祐子委員長、次に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。それでは最初に産業厚生常任委員会、西田祐子委員長よろしくお願いたします。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。本委員会は所管事務などの調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。大雨災害伴う公共土木施設及び農業施設の被害状況と産業に与えた影響について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員等、5、説明のために出席した者の職氏名、6、職務のために出席者の職氏名は期待のとおりです。

7、調査結果。（1）、大雨被害の経過。本年9月10日から12日にかけて本町は記録的大雨に見舞われた。9月10日午前零時19分、気象庁より大雨警報（浸水害）発表。同零時50分、記録的短時間大雨情報（零時30分までの1時間に約120ミリ）。同1時23分、大雨警報（土砂災害）及び洪水警報。同1時35分、土砂災害警戒情報。同1時58分、記録的短時間大雨情報（1時30分までの1時間に約110ミリ）。同2時58分、記録的短時間大雨情報（2時30分までの1時間に約120ミリ）。同6時22分、記録的短時間大雨情報（6時までの1時間に約120ミリ）。翌11日午前8時15分、大雨特別警報。その後12日にかけて降り続けた大雨により白老町が甚大な被害を被ったものである。

（2）、被害の状況。住宅の床上浸水1棟、床下浸水4棟。土木被害は飛生川、毛白老川など浸食29カ所、萩野林道線等の道路決壊24カ所、被害額2億4,264万円。農業被害は農地への土砂流入106ヘクタール、牛舎への浸水7件、牧草ロールの浸水など20件、被害額1億1,150万3,000円。林業被害はシイタケ栽培のビニールハウス全壊2棟、ハウスへの土砂流入61棟など被害額3億4,300万円。商工被害は敷地への汚泥堆積、施設の一部損壊、浸水による工具・機械類の使用不能など被害額2,250万円。水産被害は敷生川、ウヨロ川のウライ（サケを取る仕掛け）の流出や一部損壊により被害額1,010万円。このほか環境衛生センターの埋立て処分場と取りつけ道路の法面決壊、被害額27万5,000円で、被害総額は7億3,301万8,000円である。

（3）、災害復旧事業の概要。公共土木施設等災害復旧事業として国に対する申請は11事業1億8,951万6,000円で、このうち災害査定を受け決定した事業費は1億8,103万5,000円、採択率は95.5%である。なお国の補正予算が年明けにずれ込む可能性があるため、担当課では一部の工事を除き繰り越し事業として27年度中の事業完了を見込みでいる。白老町単独起債災害復旧事業としては道路関係17事業、概算事業費は2,211万3,000円、河川関係は25事業、概算事業費は1,456万9,000円で既に大部分の復旧工事を完了している。このほか平成27年度事業として萩野林道線の復旧工事を予定しており、担当課では北海道財務局と協議を進めるとして

いる。町有林作業道災害復旧事業としては本年度着工分と翌年度繰り越しを合わせ 1,644 万 2,000 円が見込まれている。また農地災害復旧事業として災害査定の採択を受けた農家は 4 名 6 カ所、草地面積で 18.73 ヘクタール、決定額は 976 万 2,000 万円であり、以上災害復旧事業の総額は概算で 2 億 4,392 万 1,000 円である。なお、屋及び事業施設の被災に伴う固定資産税の減免措置は 1 個人 1 事業所の 2 件となっている。

8、委員会の意見。本所管事務調査では特に被害の大きかった公共土木施設、産業被害の状況について調査を行ったものであるが、このたびの大雨被害は全町にわたり大きな被害が発生しており現地調査には総務文教常任委員会の委員も同行し町議会一体で調査を行ったものである。

①、本町の特産品である白老牛や軽種馬の牧草地、道内有数の出荷額を誇るシイタケ生産、サケの遡上する河川など農業、林業、漁業の一次産業への被害は白老町経済にとって大きな打撃である。災害に遭われて事業者に対しては事業活動に与える影響が最小限となるよう対策を行うとともに、国や道の支援事業などについて確認を行い事業者へ積極的に情報提供すべきである。

②、町は現在財政健全化プランの計画中であり財政難であることは理解するが、補助金に頼るばかりでなく町民の安心・安全を最優先すべく率先して災害復旧事業に予算を振り向けるべきである。

③、河川工事に当たってはサケの稚魚の放流や遡上時期に配慮しなければならない。また草地の復旧は牧草の刈り取り時期にも配慮し工事の早期化を望むものである。近年は土木事業者も人員の確保や資材調達が難しくなっており事業者への早めの発注など全体の事業計画を踏まえ時期を逸することなく対応すべきである。

④、飛生川の氾濫により牧草地が大きく浸食を受けているが、個々の農家では復旧困難な状況であり町として土砂搬入等の支援を検討すべきである。

⑤、河川の維持管理は洪水や高潮等の災害の発生を防ぐために堤防、護岸、樋管、樋門等の河川管理施設がその機能を十分に発揮できるよう日々の巡視、点検により異常の早期発見に努め異常が認められた場合には適切に対応すべきものである。樹木、土砂の堆積、深掘れ等をモニタリングし必要に応じて伐採、浚渫等の適切な対応を講じて洪水の流下の障害とならないよう計画的に維持管理を行う必要がある。

⑥、今回の大雨災害を通じ防災・土木担当課の初動対応は一定の評価をする一方課題も浮かび上がった。このような大規模災害には関係課や消防の連携、応援体制が不可欠であり災害の状況に応じた初動体制のあり方、パトロールや点検方法のマニュアルの作成、要援護者対策も併せて災害に対する万全の体制を早急に整える必要がある。以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。本委員会は所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。（1）、常任委員会、議会懇談会について。（2）、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査研究について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりでございます。

6、調査報告。本委員会は所管事務調査として議会懇談会及び議会広報の編集・発行等が終了したことから次のとおりその内容を報告する。

(1)、議会懇談会。本年度の議会懇談会は10月14日・15日の2日間、昨年末実施だった地域9会場で実施した。議会懇談会の定期開催は平成20年度から始まり、平成23年度の改選期を除き本年度で6回目となった。この間議会改革の一環として「広く町民の声を拝聴する」という目的に添い、期日・会場・周知啓蒙への工夫のほか運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきた。しかし参加者数は平成22年度の84名を最高に24年度には53名となり減少傾向にあった。このような状況から「一人でも多く地域の声を」との思いで昨年からはポスターの掲示や配布物で町民参加を募る従来の手法を見直し、町内会連合会の協力のもと議員がみずから地域に足を運び町内会長さんにも地域住民への声かけなど応援をいただいた結果、昨年の議会懇談会には過去最高となる89名の参加をいただき本年度も81名の参加者を迎えることができた。また対象の地域(町内会)を限定しより地域に身近な課題や意見を聞くという発想のもと105町内会全てを2カ年で回ったことにより参加者もふえ、町内会の反応もおおむね好評をいただいております当初の目的は達成できたものと考えます。さらにこれまでの懇談会では町民の意見・要望はいいっ放し聞きっ放しの状態であり町民からも不満が上がっていた。このため昨年からは各委員会において特に意見が多かった項目について所管事務調査を行ったほか、町の協力をいただき全ての意見・要望に対する回答を作成し議会だよりやホームページを通じ情報提供を行った。さらに今年度からは参加いただいた全ての町内会に議員が報告書を届けることとしており、これにより双方向での意見交換が図られより有意義な懇談会となることを期待するものである。しかし一方で課題浮かび上がっている。全町内会を回るのに2年を要したためタイムリーな話題で懇談会を実施できなかった地域があり、「広く町民の声を拝聴する」という当初の目的からは大きな反省点として今後の懇談会の持ち方を考える必要がある。また本年度も若い方々の参加が少なかったことから若い世代の声をいかに拝聴するかについても今後の課題である。いずれにしても議会懇談会の開催に当たっては今後も引き続き創意工夫に努め、より効果的で充実した懇談会になるよう取り組んでいくものである。

(2)、小委員会。小委員会は議会広報149号の編集・発行及び広報広聴に関する調査・研究を行った。以上であります。

○議長(山本浩平君) ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、報告に対しまして何か質問がございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

それではこれをもって報告済みといたします。